

影山日出彌の人権理論
— 科学的憲法学の遺産とその課題 —

Hideya Kageyama's Theories of Human Rights
— Achievements of and Problems with Scientific Constitution Theory —

武 川 眞 固
Masataka Takekawa

(要 約)

本稿では、影山日出彌の憲法学の遺産のうち、人権理論の研究業績について若干検討を試みるものである。同氏の人権理論の枠組みとその考察方法については、独自性が存在し、その人権の体系の端緒やその歴史性などを提示していたからである。特に、市民社会と市民憲法における人権論及び人間と自然との物質代謝論の問題に論及した資本主義国家と人権論について、公害現象批判を契機にして論点を解明する。

(キーワード)

市民社会、人間と自然 物質代謝論

問題の所在

影山自身が人権理論について検討した時期は、1970年前後であり、当初より人権への問題意識は、既に検討した憲法学の課題や方法のレベルで具体化していたが、人権の普遍性と歴史性(その虚為性)というテーマは、近代市民社会における人権から現代国家における人権への発展という歴史的な課題と解明にあったと思われる。憲法学の壮大な体系化の構想のなかに、人権理論を組み立てるためには、国家論を射程に入れなければ実現できない独自のプランがあった¹と思われる。

さて、影山の問題意識は、資本主義国家と人権を解明するために、史的唯物論や階級及び階級闘争という歴史的な視点から、労働者をはじめとする市民の人権論のあり方を解明する手段として、「サイバネテックス」、「物質代謝論」および「疎外論」を用いている点に特色がある。影山自身が常に念頭にあったのは、資本主義国家と法のもつ幻想性やイデオロギー性を解明するために、政治的支配をかたちどるものについて、その底辺的かつ深淵的などころから分析することを通して、その国家の本質を解明することを目標にしていたこと²である。

人権論については、歴史的な発展史のなかでその歴史法則を貫通しているものを資本主義国家と法という階級社会のなかにも求め、その歴史的な社会構造のなかにもその特質があるという認識に立って解明しようとしたことである。そして、その歴史分析、現状分析を通して、その展望や道筋(問題解決の糸口)を明らかにしようとした点である。

第1は、憲法現象として人権(学)を把握する視点から、歴史的には近代市民社会における人権論の枠組みとその限界性を把握していたこと³。つまり、なぜ資本主義国家の憲法が「市民憲法」という表象で現出してきたのか。その要因はどこにあったのかという点である。つまり、資本主義憲法史における「近代」と「現代」という標識のもとで、憲法の歴史的な特質やその内容を把握しつつ、いわゆる「市

民社会」と「市民憲法」の特質について、歴史的類型を解明し、その社会諸関係に対応する人権の枠組みを把握するのである。そして、「市民社会」批判を通して、国家への解明のひとつとして、「疎外論」や「物質代謝論」などの方法論を提示したのである。その上で、人権体系の端緒の出発点をどこに求めることができるのか。人間と自然との物質代謝関係から、社会関係とその過程によって規定される労働関係が問題となる。そこから財産権や労働権・生存権が問題にならざるをえないとしていた。

影山は仮説として資本主義国家の独占資本規制の解明をする糸口として、財産権や労働権に求めることが必要ではないかと指摘し、歴史的発展史として、現代帝国主義段階で成立した憲法の人権（社会化）条項に注目していた⁴ことである（例えば、1917年メキシコ憲法における後進国の土地所有と農地法の私的独占条項の意味や1919年ワイマール憲法における先進国として資本と労働との対抗関係での財産権、経済的自由の位置づけ→1931年スペイン憲法における人権と統治構造など。ここでは、ワイマール憲法における社会化[＝レーテ組織と運動を背景にして]という条項がなぜ現出してきたのか。それはどのような要因があったのかという点である）。

第2は、人権の体系とその枠組みを憲法学として設定する場合、危機として現状分析で把握する視点を提示していたことである。影山の問題意識は、人権論レベルでいえば、当時の日本における公害現象とその批判に向けられていた。彼は、環境破壊の問題について、『資本論』における成果、すなわち「人間と自然との物質代謝」を資本主義生産様式のなかで労働手段・労働を媒介とする歴史的形態としての環境保全について提起し、それに対する規制・制御の問題をどのように把握したらいいのかを解明している⁵点である。

影山にとっては、生態学的危機として、公害現象を把握するための憲法論・人権論についての問題提起を試みていたことである。つまり、人権論を貫徹する枠組みは民主主義であるその正当性を把握し、それと政治支配権力との対抗関係で把握する必要性を解く。それゆえ、環境破壊という人権の危機的状況をふまえた人権論をどのように構成できるのかという課題を提示していたのではないか。そのような問題提起をふまえて、影山の人権理論の枠組みとその内容について以下紹介しつつ、問題点を整理する。

I. 「市民社会」の構造と市民憲法における人権論

(1) 「市民社会」批判と市民憲法

影山が問題にする人権は、近代市民社会という歴史的社会的構造という視点からの人権論の位置づけを試みることにある。資本制憲法が資本主義社会を成立させている社会的再生産関係における階級関係自体の再生産ないし、政治レベルで支配・従属の階級関係を表示していないが、なぜ「市民憲法」として表象したのだろうかという疑問から出発している⁶。この問題について、論じる理由は、影山が初期に提示していた憲法現象がいかなる構造をもちうるかは、それが歴史的な規定をもっているから、その科学的なカテゴリー論が重要であると位置づけ、その上で、上部構造としての憲法現象が問題になるとする。

既に検討した憲法学の方法論レベルから憲法現象（人権）について、歴史的社会的構造のなかで解明する場合、『経済学批判』における諸カテゴリーを憲法学に適用することの困難性を指摘していたからで

ある。すなわち、影山もいうように、「人権・自由・・・等が実際には未分析のまま『一つの混沌とした表象』として存在しているようにおもわれるとすれば、それら個々の諸範疇を『豊富な諸規定の全体』として明らかにすることは可能である」としていた。「その場合に、生産力・生産関係・階級・イデオロギー・イデオロギー的關係・国家・土台・上部構造・社会構成体などの基本的カテゴリーとの相互関係が十分検討されなければならない」⁷としていたのである。その点で、この問題を肯定的な検証を一仮説でも与えれば、資本主義憲法現象の全運動過程叙述として可能となるとしていたのである。

従って、人権について、歴史的な社会構造の出発点は、「市民憲法」であり、それは、「市民社会」と「政治国家」との分離に伴う「公民」と「私人」の分裂が現出し、その人権の普遍性を提起したのは、市民革命を経て成立した「市民憲法」であるとする。

影山は、市民社会と国家との二元論を前提にして、両者の領域の関係は、政治支配の領域から把握することを念頭において、「市民社会」の構成員の活動と国家の活動領域の相互関係で把握する必要性を論じていた⁸のである。この側面で共通する社会的諸関係を区分する。それは、i 政治的諸関係、ii 経済的諸関係、iii 思想的、精神的、イデオロギー的諸関係の各領域を区分して、これらの諸領域は、諸個人の社会的な存在の基本的標識⁹をもつとして、市民革命の思想は、最も普遍的なかたちで客観的な規範こそが人権形態の規範として考えていた。この基本的領域に諸個人の人および市民として存在について自己実現することであった。

近代市民憲法の基本的標識として個人の存在性の正当性はこの人権規範にあり、この人権形態の実現を担保したものは、市民的自由でそれが実質的な諸個人が独立し、人格をもった存在である以上、市民社会と国家との相関関係では、この市民的自由は、全規模で先の三つの領域で、隷属や拘束から解放されることを意味していた¹⁰のである。

この「市民社会」と「国家」が分離と分裂を普遍的に表現したのは市民革命であり、この結果を提示したのは近代憲法、すなわち「市民憲法」である。諸個人が「私人」と「公民」に二重の性格が付与されたが、市民社会は、資本制社会として生産を基礎とした商品交換社会であり、そこでの生産の交通関係は、商品交換の関係である。

影山が問題にするのは、この「市民社会」を表象した資本主義的所有と直接的生産者の生産手段から分離を含まないで、捨象することが可能となるが、国家と規範形態で公認する「市民社会」はこのような捨象の結果であるとする。こうして「市民社会」⇔「政治的国家」=「市民国家」⇔「市民憲法」という表象される¹¹とする。つまり市民社会の構成員としての「私人」は「政治的国家」による「市民社会」の総括としての過程に媒介されることで「公民」としてあらわれるのである。ここでいう「市民憲法」は「政治的国家」を本来的に「市民社会」で存在しえない共同体の仮象として「市民国家」を表現する統治構造を形成し、「公民」の共通性を人権宣言として示すのである。

近代市民社会を構成した「市民」という標識は、自由と平等の資格を有する「公民」として現出し、この公民としての「市民」は、国家次元でそれを管理する主体としてあらわれる¹²とする。

しかし、「市民社会」の市場という現実にあった「私人」は資本制社会にあって生産手段の所有として分離された直接的生産者か、もしくは同一として生産手段の所有=直接生産者かという二つの主体と

して両者とも商品所有者としてあたかも現出している表象なのである。つまり、「公民」と「私人」という同一性という点で、生産手段の所有者であることのみ担保される¹³とする。このような主体こそが「市民憲法」の本質なのであるとする。この「市民憲法」はこのような生産手段の所有主体として「市民」という人の性格は、まさに資本制憲法あるいは資本家的憲法である点に照応するものであると位置づける。

(2) 「市民憲法」と人権—表象として資本主義的所有と人権

次に、「市民憲法」が以上のような表象で把握される点はどこにあるのかということをも説明している。それは、ひとつに資本主義的所有形態を問題¹⁴にする。つまり資本主義的私的所有を表象している人権としての所有権とそれを中心としているのは経済的自由権であり、この形態は近代的形態である。もうひとつは市民憲法を資本主義憲法とする標識は、人民主権や国民主権の原理で表現された国家権力の主体にかかわる表象から把握されるとし、その正当性は、主権の原理によって表現されている。この原理と結合しているのがブルジョア民主主義であるとする。従って「市民憲法」が資本主義憲法たらしめる政治原理は、支配・従属という関係で表現する形式である。それが「市民憲法」という幻想性を表象した点に資本主義国家・資本主義憲法という表象の本質を提示していた¹⁵と考えることができる。

影山がなぜこの「市民社会」や「市民憲法」の本質を説明しようとしたのか。これは、市民社会や市民憲法における「近代」の内容をたどることによって、その発展の道筋を「現代」にみるときに、その区別を相対的に把握しておくことが必要であり、その「市民社会」への批判を経ずしては、人権領域においても前に進むことができないということを認識していたのではないかと考える。そして、「市民憲法」レベルでは、後で問題にする物質代謝との関係で、個体的生存として基本権が表象として所有権に含まれていたという問題提起もあった。市民憲法における所有権の問題は、憲法史上基本権レベルにおいて重要な問題を含んでいたが、ここでは問題点にとどめ、別の検討課題である。

憲法史における「現代」の標識について次のように提示していた。つまり、ひとつは憲法における人権宣言や基本権レベルでの「現代」の標識は、i 「政治的国家」における支配・従属の政治的諸関係に対応する「政治的な権利と自由」に属する基本権、ii 「市民社会」における社会的・経済的諸関係の相対に対応する「社会的経済的な権利」に属する基本権、iii 精神的・イデオロギー的な諸関係に相対する「精神的・文化的な権利」に属する基本権などの歴史的類型がその全体として基本権の体系をなす¹⁶として、影山は、上記のうち、市民憲法で形成された資本制社会の階級主体である労働者の生産者は労働者という属性では把握されず、「市民」という次元で把握されていたという限界性¹⁷を指摘し、現代国家における労働者は、人権条項で権利主体として位置づけられている点に「現代」の標識があり、その歴史的な変化がみられる。

次は、その「現代」は、基本権や統治構造そのものでなく、一定の社会関係に相対する「政治的国家」の政策の規範化に求められ、これは憲法上の所有をめぐる問題であるとする。ただし、市民憲法では、人権形態として所有権は、「現代」では、人権というよりは政策レベルの問題¹⁸として提示している点に特色がある。例えば、ワイマール憲法における社会化は、独占に対する反「独占」規範として人権的な

性質は相対化されて、その意味が薄れたが、メキシコ憲法における 27 条とアラヤ宣言に基づく農地法は、反「独占」条項をもった点で注目していたのである。

三つ目は、帝国主義段階の国家では、政治的反動の発達と結びついている点である¹⁹とする。この政治的反動は、「市民憲法」で形成され統治構造が修正され、変貌を遂げている点等を指摘していた。このことは、資本主義型憲法として、歴史的社会的展開形成のなかで、「市民社会」「市民憲法」の表象というかたちで現出している本質を把握していくことの有効性¹⁹を提起していた点で積極的に評価できるであろう。特に、人権論を歴史的社会的構造、すなわち、本来的に資本主義国家における憲法が、「市民憲法」という表象として現出したものにその資本主義的な商品交換形態に規定され、さらにその社会が資本主義的な商品交換社会であるがゆえに、人権が国家によって階級的な支配の道具として規範化されるという命題を提示し、その二つの歴史的規定を受けていることを確認した点にある。これらの人権は、社会構成体＝資本主義という歴史的社会的運動過程のなかで法則的に把握しなければならないことを明らかにした²⁰ことである。

更に、人権としての憲法規範は、影山の憲法現象を把握するカテゴリーでいえば、人権規範としての憲法は、憲法意識、憲法制度、憲法規範、それらを含む憲法関係などによって措定していたことである。市民社会で成立した人権は、まず商品交換秩序を反映した憲法・憲法イデオロギーやその諸関係の要求を具現化したものであり、つぎに資本主義的な再生産過程の歴史的な範型を国家権力の意思によって具現化されたものである。従って、最後にこの憲法規範としての人権は、国家的な体制的危機状況のなかで憲法意識や制度などを媒介にして、人権規範＝人権などの基本権を形成していくのである。このような問題意識は、歴史的社会的構造のしくみとその内容、すなわち「市民社会」批判を通して、資本主義国家と人権を解明することにあつたのではないかと考えられる。

II. 物質代謝論と人権論の論理

(1) 資本主義社会と公害現象—人間と自然との関係と物質代謝論

影山の人権論の基底にあつたのは、物質代謝論からの問題提起にあつた。つまり既存の人権侵害としての公害現象を把握するためには、従来の憲法学の検討では不十分であるという反省的な契機があつた。

1970 年代前後、日本社会は、資本主義の高度の発達した国家独占資本主義段階で公害現象は危機的な人間の生命と自由を奪う深刻な状況にあつたのである。

影山は、憲法現象として公害現象を把握するためには、人間と自然との関係性を根底から問題にすべき物質代謝論²¹からの解明なくして、その人権救済としてその侵害現象を把握することは不可能であるという認識があつた。

さて、影山の問題意識は、i は、「人間が政治社会で生存する社会的存在の基本的諸側面、諸関係から把握されてきた『人権』のシステムを、自然と社会との諸問題、その諸側面をふくむ『人権』システムに発展させなければならない課題」、ii は社会の統治と管理を政治的に行う国家の統治構造と統治の諸機能について、公害という現象という人工的侵害にかかわらしめつつ、なんらか再吟味をより根本的に試みなければならない課題」²²という二つの論点を提示していたのである。

影山が物質代謝論からなぜ人間と自然との関係を問題にしたのか。それは、公害という社会的な現象を把握する場合、二つの次元でつながりがある鍵を握っていると。ひとつは、人間と自然との原理的な関係について、自然科学と社会科学のつながりを問題にしていた。

しかし、歴史認識として、自然科学レベルでは、自然的自然と人間的自然との関係の総体は、物質・エネルギー代謝活動を通して、自然的自然は、たんに再生産されるだけでなく、肉体的諸力の全体を含む生物的進化の過程をつきすすみ、同時にこの人間的自然の進化過程と結びついて、自然的自然の再生産・進化・発展が行なわれる²³とする。

ここから、人間と自然との関係で、その社会的過程を考え、その自然的自然の意味をマルクスの『資本論』から引き出し、その「類的生活」を自然的自然と人間的自然との関係を社会的過程でみるとき、自然→対象化された世界が人間の再生産となって、人間と自然とも物質代謝過程の社会的編成を試みる。この自然と人間とも物質代謝過程で絶えず獲得の過程を社会的に規定する本質は「労働」にある²⁴。ここでいう労働とは、「疎外された労働」を意味する。

「労働は、人間と自然とのあいだの一過程である」という点から、「この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである²⁵。」影山は、このようなはたらきをする労働がなければ、人間と自然との物質代謝過程は、社会過程として展開しないし、その意味で労働は、自然的自然の再生産、人間的自然の再生産の本質であるとする。つまり物質代謝とは、社会過程次元でみると、労働としてあらわれる。だから人間は、物質代謝を制御することができる²⁶という。

さて、労働過程は、労働が「人間と自然とのあいだの一過程」に対応して、労働の実体化→現実化として「人間と自然とのあいだの物質代謝の一般化条件」であり、「人間生活の永久的な自然条件」であることを確認する必要がある。労働はその意味で、「人間と自然との関係」を社会的関係へ転化させる本質的契機であり、物質代謝を社会過程へ移行させる絶対的前提である²⁷とする。結論として、自然現象として付与されると同時に、この物質代謝は、このような媒介過程をもつ社会現象でもあるとする。その意味で、労働と労働過程は、人間的な個体的生存を把握する上で、重要であるとする。

だから公害現象は、自然と人間との物質代謝の外側から発生するものでなく、実は、物質代謝の社会過程の内側から発生するものであるという。その意味で、その現象は、物質代謝の社会過程から生じるのであり、その人工的支配が問題になる²⁸とする。影山は、この物質代謝による人工的支配のあり方とその内容に解明の鍵がある²⁹とする。つまり、それは、第1は、私的所有をめぐる支配のあり方が問題となる。なぜなら、公害と憲法というテーマからは資本主義的所有—特定の所有形態が物質代謝過程という支配を示しているからであり、そこに本質的な問題を含んでいるからである。資本制社会における私的所有をめぐる歴史的過程のなかに人間と自然との物質代謝過程の特質が存在しているという点である。

第2は、国家による支配のあり方という問題が存在している。ここでは単に、自然という私的所有にとどまらず、強大な権力、公権力でもある資本主義国家によって、人間が疎外され、自然を「疎外」された人間は、自然と対立する関係にされるのであり、その国家自体が自然と対立し、人工的な支配する巨大な主体になる性質をもっているから、これを問題にしなければならないのである。つまり、国家と

いう巨大な怪物というその歴史的な構造のなかに、独占をはじめとした支配形態が問題となる。

(2) 私的所有と物質代謝過程—その支配のあり方とその内容

さて、第1の論点は、私的所有をめぐる問題は、物質代謝過程における人工的支配がいかに可能なのかという問題である²⁹。つまり、人間と自然との関係—自然に対する支配が労働過程論の視点からみると、自然的自然の再生産及び人間的自然との再生産によって個体的再生産とその発展とを全社会的に進行させる過程であるにもかかわらず、この生産様式を媒体にして人工的に、敵対的に支配されるのである³⁰とする。

公害という原罪は、資本主義の生産様式を媒体にして、人間と自然との物質代謝過程を経て、支配し、敵対化させる契機になるとし、その上でその核心になるのは、資本主義的所有形態であり、その私的所有形態が社会のすみずみ間で行き渡っているのである。この所有形態が、生産様式の型を、資本主義のそれとして、労働過程における労働対象と労働手段—生産手段に対する人間の社会関係を階級関係として規定している³¹としていた。

そして、この物質代謝過程は、私的所有によって人工的に攪乱的に支配されると同時に、本質上、この人工的支配が階級の関係の再生産としてつらぬくような支配の形態においてのみ社会的に遂行されるのである。このような支配のあり方は、次の三つの点に集約される。それは、i 自然と人間との関係が社会的過程で「商品生産の資本主義的形態」の再生産として、編成され、ii この資本主義的生産過程が相互に対立しあう階級とその関係の再生産にあり、iii 自然と人間との関係が、労働関係がつねに価値増殖過程と統一して編成されているので、資本と賃労働との関係として生産手段の所有と直接生産者がまったく分離しているため、後者に対する前者の支配の関係として再生産されているのである³²とする。

影山は、この人間と自然との物質代謝の社会過程である労働過程の成立と物質代謝を示す自然的自然と加工された自然の領有は私的所有の結果、自然を私的に支配し、同時人間的自然をも支配する。ここに自然は私的所有によって支配されることを明示していたのである。この自然支配の発展は、資本主義的生産様式を媒介することによって自然の錯乱をひきおこし、自然の復讐を招くという。それは、自然と人間との物質代謝の錯乱作用は、資本の集積や集中がすすむほど、かえって大きくなる。この集積・集中の存在形態の独占は、その支配の度合いを深める。技術革命が起こるかぎり、自然は人間と対立する。この公害現象は、自然と人間とが対立する³³という。

影山は、この公害が自然と人間との物質代謝次元でみると、「人間の全社会的な生活環境の錯乱によって、『生存』を一根源的に侵害し危倶ならしめ、人権の総体が成り立つ基礎そのものに対する侵害となる形態となる。この形態が人権侵害の特質を規定する³⁴」という。ここに、この対立がすでに限界を超えているという。つまり、この限界は、公害の錯乱現象の深刻さにあらわれているとする。この深刻な侵害形態の原因主体＝侵害主体は、資本主義的社会構成体においては、一口にいえば、国家権力と私的独占体に象徴される社会的権力であるとする。

従って、公害というレベルでの人権としての生存権は、自然と人間と、自然と社会との物質代謝の合自然的な社会過程として、「種」と「類」との同時規定において把握される個体の再生産と発展を保障するもっとも基礎的な基本権である³⁵とし、影山は、この基本権保障の観点から「生態学的危機」に対応

する人権論（「生存」の自由に対する基本権と「社会権」的性質の基本的の二つの側面をもつ生存権の把握）を提示しようとしたのである。

（3）資本主義国家と人権—国家による支配とその内容

第2の論点は、資本主義国家による支配は、自然と人間との物質代謝との関係でいえば、資本主義のもとでの独占の原理という側面で現出する。自然は、私的所有だけでなく、特殊の社会的権力や公権力としての資本主義国家³⁶では、人間から疎外され、自然を疎外した人間は、自然と対立する宿命を負わされるのである。このことは資本主義国家も、自然と人間との物質代謝過程を反自然原理に従って人工的に支配する巨大な主体となって表れるのである³⁷。この場合、どのような国家の支配をとるのか明らかにする。

国家は、社会構成体における上部構造の中核的部分として、なによりも社会の内部に帰属していた「共通の利害」に関する事項、すなわち「一般的・社会的事項」を政治的に独占し、集中的に管理・執行する特別なシステムであると位置づけていた。つまり、ここでの問題は、ひとつは、資本主義国家は、特別の政治権力であるにもかかわらず、なぜ自然と人間との物質代謝過程を人工的に支配しえるのかその論理性を明確にすることであり、もうひとつは、資本主義国家は、日本の科学＝技術革命において、物質代謝過程を具体的支配している現状分析が問題となるとしていた³⁸。

前者の論点は、国家は、いかに論理性をもっているのかは、社会的生産の諸過程→労働過程→労働→物質代謝過程を制御するかということである。国家は、制御主体の位置を占め、物質代謝過程はその制御対象の位置に置かれるのである。この場合、資本主義国家は、たえず再生産されている諸階級のそれぞれの直接的利害から外見上自立して、社会から分離して存在し、その自立性のうち、国家の「幻想的共同性」が表現される³⁹。この資本主義国家は、経済的力能によって複雑な媒介の過程を経て自然と人間との物質代謝過程をも制御することができるのであり、そのあり方は、公権力の発動—政策・政治の諸過程を通して行う諸形態に表現されるとする。つまり、この国家の人工的支配は、一般的・社会的諸事項の管理・執行の一定の部分を経済的力能により実現することで全社会をたえず政治的に総括する必然性があるとする。ここに、資本主義国家が歴史的な社会構造を規定する歴史的な性格が明示されている。この国家は、経済的権力、政治的権力、イデオロギー的権力の側面から統一的に把握される⁴⁰と解く。

後者の論点は、資本主義国家、すなわち日本の現状は、科学＝技術革命とともに資本主義的生産の社会化が高度成長政策の促進的役割の結果、おどろきの進行を示すと同時に、他方私的独占も著しく、その私的独占は、私的所有制度を基礎に、労働過程の諸要素—労働についての担い手も、私的独占そのものである。その私的独占による労働過程の支配は、同時に蓄積＝拡大再生産過程で進行すれば、自然的自然、一大気、水、土地その他による人工的な支配を拡大させるのである。労働によって媒介される物質代謝の社会過程が展開するほど、私的独占の様式のもとでは、物質代謝過程で侵蝕されていく自然と人間との矛盾は、拡大再生産され、蓄積されていく結果である。

この場合、独占の原理が一定の役割を果たす。国家はこの独占の原理についても当てはまり、国家なくして、私的独占、すなわち、資本主義的生産様式でもって、一国全体を支配することはできない。ここでの国家は、総独占として、自然に対する独占上の共通の利益を独占し、また独占的に管理しつつ、

自然を、全自然を社会的再生産への公権力により編入する⁴¹という論理をとる。

さて、以上の点から次のことがひきだされる。それは、当時の日本の国家が、総独占として社会的生産力の管理を大規模に引き受けることは、この物質代謝過程に対する公権力という形態が人工的支配であることを意味している。

影山が、この自然と人間との物質代謝過程から国家などの役割と機能を前提にして試みて把握しようとしていたのである。つまり、公害という実体概念を把握しつつ、その体制概念を厳密にフォローした上で、物質代謝と人権としての憲法論を明らかにしたのである。すなわち、国家もふくめた「独占」企業をはじめとした公害の被害、つまり有害物質、大気汚染、代謝過程と媒介とした「人体」への被害、原因と結果との関係の自然認識は、公害の「実体」概念と構成し、それとの対比で、公害の体制概念は、環境の自然系と社会系とを錯乱する「実体」概念で規定された公害の原因が排泄され、この排泄を社会過程のなかで引き起こす社会的主体こそ、それが私的独占と総独占という性質をもつ国家という把握⁴²であった。ここに、物質代謝の社会過程を支配しているのが国家である。

人権論を意識する視点から物質代謝論と憲法をむすびつける問題意識が存在していたのである。つまり、資本主義憲法史の射程のなかで、「市民憲法」が成立した段階では、自然と人間との物質代謝の社会過程に対する資本主義的な編成の様式と機構の背後に隠され、人間の社会的関係が自然と人間との関係を支配した。

この関係は、市民憲法では直接表象されえなかった根拠がある。しかし、自然と人間との物質代謝の資本主義的社会過程は、諸階級の再生産＝階級関係の再生産の過程でもあり、政治組織としての国家をもたざるをえない。この再生産過程としてこの社会関係の総体は、政治的關係として総括されている。

これを前提にはじめて物質代謝と憲法との結合する⁴³という。

物質代謝の社会過程は、階級関係の再生産であるかぎり、その編成は、政治的諸関係を含むことになる。従って、人権（基本権）の総体は、たえず再生産（社会的個体の再生産）されており、その階級間との矛盾・対立に対応しているとする。それには、i その歴史的形態規定に直接対応する関係での人間の存在のあり方は、国家との関係で、財産権の自由、職業選択の自由などの人権・市民権の構成に表現され、ii 政治的諸関係に対応する政治的自由、人身の自由などが示され、iii 政治的諸関係の一部でありながら、社会意識とその諸形態の側面、イデオロギー的基本権のうちに表現⁴⁴されている。その意味で、「市民憲法」には、物質代謝の社会的編成の真の姿を表現していないのである。

むしろ直接生産者の社会的存在のあり方の憲法上の反映形態をうみ、労働基本権や生存権への憲法への登場は、現代憲法次元ではじめて資本主義的に編成された社会過程として明確になったのである。これが近代市民憲法史以後、すなわち現代憲法の標識を示したのである。このように公害とその現象に直面したときは、自然的自然および自然と人間との交通・作用関係は、憲法上の規範レベルで問題にならざるを得ないとしていた⁴⁵のである。ここに、人権理論の枠組みを考える上で、自然と人間との物質代謝過程とその関係から国家という強大な怪物として政治的組織の底辺を解明することが必要であったことを提起したのではないかと思われる。なお、公害と憲法論の中核的な人権として環境権の論点については、別稿で検討する予定である。

小括

影山の人権論の研究業績について、若干検討したが、最後にまとめをしておきたい。

第1は、影山自身が、最初問題意識は既に検討した憲法学の方法と課題にあったことは論じたところである。しかし、人権論という視点でみると「市民社会」と「政治的国家」の二元論の解明を通して、市民社会と市民憲法という歴史的な社会構造の本質について論じたところに意味がある。憲法史における「近代」の限界性とその「現代」の歴史的意義を提示した点である。特に、「市民憲法」の歴史的性質とその内容について、国家論レベルで批判(「市民社会」批判を含めて)することを通して、人権の普遍性と歴史性およびそのあり方とその内容の把握について論点を整理したに留まる。

第2は、影山の人権論は、当時の公害など環境破壊に対峙する憲法論をどのように構成するかという課題をもっていたが、並列していた作業は、国家論であり、公害現象を解明するにあたり、自然と人間との物質代謝から労働関係や労働など人間的な労働の視点から資本主義社会の環境破壊を解明したマルクス『資本論』の成果に立脚したものを引き出すかたちで公害とそれへの批判という視点を提示したことである。特に、公害現象を解明するために、自然と人間との関係を物質代謝関係から自然の支配と所有との関係で、労働手段を問題にし、その労働それ自体は、人間的な自然へ変えていく法則を明らかにしたことである。物質代謝という方法も、人間の生存=個体的生存という底辺まで掘り下げていくことを目的としており、それが国家という深淵まで解明していく糸口やその方向性を明示した点に意義がある。

(未完)

註

- 1 影山日出彌の人権理論の研究業績については「公害と憲法①～⑥(完)」『法律時報』日本評論社 1972年刊①44巻7号65頁～69頁、②9号95頁～99頁、③10号112頁～116頁、④11号88頁～92頁、⑤12号、139頁～142頁、⑥13号99頁～103頁、同「人権と段階規定」『比較法研究』29号有斐閣 1968年刊78頁～84頁、同「ヴァイマル憲法における『社会権』」東大社会研究所編『基本的人権 3 歴史』東大出版会 1968年刊185頁～223頁、同「『独占』と人権侵害—財産権をめぐる—」『法律時報』第44巻2号 日本評論社 1972年刊62頁～74頁、同「土地問題と基本的人権」『法律ひろば』26巻号 ぎょうせい 1973年刊23頁～32頁、同「変動期における人権論」『労働経済旬報』933号 1974年刊3頁～11頁、同「シンポジウム 現代の課題とマルクス主義 報告Ⅲ 国家の基礎理論をめぐる課題、現代における人権論の課題、現代地方自治(体)論の再検討」『現代と思想』21号 青木書店 1975年刊23頁～33頁 同「エコロジーと憲法学」特集「社会主義国における自然保護と資源利用」『社会主義法研究年報』3号 法律文化社 1975年刊 90頁～108頁などがある。
- 2 物質代謝論から国家範疇の到達の諸過程及び市民社会批判の解明については、影山「史的唯物論における国家範疇」『唯物論』3号 汐文社 1974年刊 61頁～84頁、同「Ⅲ 国家論における『疎外』範疇」同『国家イデオロギー論』青木書店 1973年刊 77～152頁 参照。
- 3 影山 註-1「公害と憲法④」「前掲書」88頁。同「憲法史における『近代』と『現代』」山中康雄教授還暦記念『近代法と現代法』法律文化社 1973年刊53頁。

- 4 影山は人権の体系の端緒について、シンポジウム「現代の課題とマルクス主義」の対談のなかで次のように述べている。「・・・ところで、人権の体系論の問題を提起したのは、私たちが人権を議論するさいに、人権宣言、あるいは実定法上の憲法の規定をもとにしてすすめてくのが普通なんですが、こういうやり方は、今日の人権をめぐる問題を解決するには可能かたいへん問題になっているのではないかと思います。人権の体系論は人間が社会のなかで自然との関係、社会と国家という、さまざまな社会諸関係の編成に応じて、そのあり方や当該社会関係のカテゴリーを基礎にして、その社会的関係でいかなる権利が人権として保障される必然性をもつのかという方法で試みられるのではないかと思います。財産権を歴史的出発点とする可能性は、このような問題意識にもとづいていたわけです。」(同上 註-1 『現代と思想』66頁～67頁及び同「比較憲法史序説—方法と課題—」『科学と思想』4号 新日本出版社 1972年刊 164頁～191頁)。人権の体系論プランとして、Ⅰ. 環境保全を含めて「生態学的危機」と人権、Ⅱ. 国家論を射程に入れた「体制的危機」と人権— i 今日問題になっている貧困に対する生存権(憲法25条論)の問題の立て方、ii 情報独占に対する表現の自由の問題の立て方、iii 国内的な圧制と国際的圧制に対する人権、すなわち民族的基本権、これは現在問題になっている沖縄における基地問題と主権・人権など。Ⅲ. 連合権力構想と人権、これについては、i 独占利潤の社会的還元、いわゆる独占規制と社会化の課題、ii 人権保障と民主主義という観点と公権力の管理という課題、今日的には公共性と人権の課題を先取りしていた。iii 市民社会内部での人権保障、これは市民社会の自立と民主主義の貫徹(統治機構内部を含めた)などを提起していた(同上 報告Ⅲ 23頁～31頁)。ここに影山の人権の体系論プランをみることができる。
- 5 影山 註-1-「公害と憲法①」「前掲書」63頁。社会科学研究所監修資本論翻訳委員会編マルクス『資本論』第三卷 a.b. 新日本出版社 1997年刊 Ⅲ a 45頁以下。Ⅲ b 808頁以下。
- 6 同 註-3「憲法史における『近代』と『現代』」「前掲書」53頁。
- 7 同 『現代憲法学の理論』日本評論社 1967年刊 58頁。
- 8 同 註-3「憲法史における『近代』と『現代』」「前掲書」53頁。
- 9 同 註-3「前掲書」55頁。
- 10 同 註-1「変動期における人権論の課題」「前掲書」5頁。
- 11 同 註-3「前掲書」55頁。
- 12 同 註-1「変動期における人権論の課題」「前掲書」5頁。
- 13 同 註-3「前掲書」54頁。
- 14 同 註-1-③「前掲書」112頁。
- 15 同 註-3「前掲書」54頁。
- 16 同上 60頁。憲法における基本権は社会的諸関係に対応するかたちで社会主義的基本権体系を一つのモデルとして設定している(例えば、Poppe Menschenrechte—eine Klassenfrage Berlin 1971.60—82ff)。
- 17 同 註-3「前掲書」59頁。
- 18 同上 61頁。同 註-1 『『独占』と人権侵害—財産権をめぐる—』「前掲書」9頁。影山は、財産権論について再考を提起していた。ひとつは生存財産権の問題については、社会的存在様式とその主体に注目して、a 労働者とその財産、b 小商品生産者、商人、抽象企業者とその財産、c 資本家—独占主体としての独占に

よる資本家的所有が存在し、aおよびbは人間の個体的生存として憲法上の基本権として位置づけ、cは憲法上の基本権として資格を欠いているとしている。特にこの議論は農地改革における土地収用の合憲性にかかわる問題でもあった。この事情については、影山「財産権」有倉遼吉教授還暦記念『体系・憲法判例研究Ⅲ』日本評論社 1975年刊 131頁～152頁。

- 19 同上 60頁。
- 20 同 註-4「前掲書」169頁～178頁。
- 21 同 註-1-①「前掲書」65頁。
- 22 同上 65頁。
- 23 同上 66頁。
- 24 同上 67頁。マルクス 註-5「前掲書」Ⅲ a 62頁。
- 25 同上 68頁。マルクス 同上68頁。
- 26 同上 69頁。
- 27 同上 69頁。
- 28 同 註-1-③「前掲書」112頁。
- 29 同上「前掲書」112頁。
- 30 同 註-1-②「前掲書」96頁。
- 31 同上 97頁。
- 32 同上 97頁。
- 33 同上 98頁。
- 34 同 註-1「エコロジーと憲法学」前掲書」94頁。
- 35 同上 106頁。
- 36 同 註-1「『独占』と人権侵害-財産権をめぐる-」前掲書」7頁～16頁。
- 37 同 註-1-②「前掲書」98頁。
- 38 同上98頁。
- 39 同上98頁。同「第三部 1「幻想の『国家論』と国家の『幻想論』」影山『憲法の原理と国家の論理』所収 勁草書房 1971年刊 162頁～196頁。
- 40 同 註-2「前掲書」58頁。
- 41 同 註-1-②「前掲書」99頁。
- 42 同 註-1-③「前掲書」113頁。
- 43 同上 114頁。
- 44 同上 115頁。
- 45 同上 115頁。